

平成23年3月18日

お客様各位

宮古信用金庫

東北地方太平洋沖地震 被災者に対するお取扱いについて

「東北地方太平洋沖地震」により被害を受けられたすべてのお客様に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

宮古信用金庫（理事長 齋藤浩司）では、「東北地方太平洋沖地震」により、被害を受けられました皆様に対し、当金庫営業店舗において、被災状況に応じ次のとおりお取扱いすることと致しましたのでお知らせ致します。

なお、本件に関するご相談は、最寄りの店舗にて受付しております。

記

1. 被災状況に応じた預金払戻し等の取扱い

- (1) 預金証書、通帳がない場合でも預金者本人であることを確認して払戻しに応じております。
- (2) 届け出の印鑑がない場合には、拇印を押印していただき払戻しに応じております。
- (3) 定期預金、定期積金等は、期限前払戻しに応じます。また、これを担保に融資にも対応します。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立てに応ずることとしております。
- (5) 手形の不渡り処分等についてはご相談ください。可能な限り対応いたします。
- (6) 汚れた紙幣の引き換えに応じております。
- (7) 災害による応急資金については、融資業務を含む相談窓口を設置しておりますのでご利用ください。

2. ご相談窓口（預金、融資、その他）

最寄りの営業店でご相談ください。

以上